

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第5号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】 (2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】 (3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】 (4)</p> <p>【届出の対象とした募集（売出） 金額】 (5)</p> <p>【安定操作に関する事項】 (6)</p> <p>【総覧に供する場所】 (7)</p> <p>【第一部～第四部 略】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>【1】～【8】 略1</p> <p>【9】 従業員の状況</p> <p>【a～d 略】</p> <p>e 提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働部令第25号、b）において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>【a】 提出会社及びその連結子会社が、労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしていない場合</p> <p>【b】 提出会社及びその連結子会社が、労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしていない場合</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】 (2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】 (3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】 (4)</p> <p>【届出の対象とした募集（売出） 金額】 (5)</p> <p>【安定操作に関する事項】 (6)</p> <p>【総覧に供する場所】 (7)</p> <p>【第一部～第四部 同左】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>【1】～【8】 同左1</p> <p>【9】 同左1</p> <p>【a～d 同左】</p> <p>e 提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、労働者の男女別の育児休業取得率（同号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしていない場合は、この限りでない。</p> <p>【加える。】</p> <p>【加える。】</p> <p>【加える。】</p>

イ 略
【(30)～(39) 略】

第二号の五様式

【表紙】

有価証券届出書

財務(支)局長

年 月 日

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の

種類】(4)

【届出の対象とした募集(売出)金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【総覧に供する場所】(7)

名称

所在地

【第一部～第七部 略】

(記載上の注意)

【1】～【30】 略1

(31) 従業員の状況

【a～d 略】

e 提出会社における男性労働者の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に
関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定によ
り公表しなければならぬもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関
する法施行規則(平成3年労働省令第25号、b)において「育児・介護休業法施行規則」という。)、
第71条の4各号に掲げるいずかの割合をいう。)を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいづ
れにも該当する場合は、この限りでない。

(a) 提出会社が、労働者の男女別の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等
に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定によ
る公表をしていない場合

(b) 提出会社が、労働者の育児休業の取得の状況(育児・介護休業法施行規則第71条の4各号に掲げ
るいずかの割合をいう。)について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福
祉に関する法律(平成3年法律第76号)の規定による公表をしていない場合

イ 略

【(32)～(39) 略】

イ 同左
【(30)～(39) 同左】

第二号の五様式

【表紙】

有価証券届出書

財務(支)局長

年 月 日

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の

種類】(4)

【届出の対象とした募集(売出)金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【総覧に供する場所】(7)

名称

所在地

【第一部～第七部 同左】

(記載上の注意)

【1】～【30】 同左】

(31) 同左】

【a～d 同左】

e 提出会社における男性労働者の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画等に
関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定によ
り公表しなければならぬものをいう。)を記載すること。ただし、提出会社が、労働者の男女別の
育児休業取得率(同号ハに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定による公表をして
いない場合は、この限りでない。

【加える。】

【加える。】

イ 同左】

【(32)～(39) 同左】

備考 表中の「」の記載は注記である。